第八十七条の付記中「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第一項第六号」に改める。

第百三条の二第一項第二号中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める。

第百八条の二第一項第六号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

第百八条の二第三項中「若しくは第十五号」を「、第十五号若しくは第十六号」に改める。

第百八条の三の五の見出しを「（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）」に改め、同条中「危険行為」を「自転車危険行為」に、「第百八条の二第一項第十五号」を「第百八条の二第一項第十六号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「特定小型原動機付自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

第百八条の三の六の見出しを「（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告）」に改め、同条中「又は」を「、特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は」に、「危険行為」を「自転車危険行為」に改め、「国家公安委員会は、」の下に「特定小型原動機付自転車運転者講習及び」を加える。

第百八条の二十六第一項第四号中「啓発活動、」の下に「特定小型原動機付自転車又は」を加える。

第百八条の二十七の見出しを「（公安委員会による交通安全教育）」に改める。

第百八条の二十八第一項第一号及び第四項第三号中「自動車等」を「自動車及び原動機付自転車」に改める。

第百八条の二十九第二項第四号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車又は自転車」に改める。

第六章の四中第百八条の三十二の三の次に次の一条を加える。

（特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育）

第百八条の三十二の四　特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

第百九条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第百十条の二第三項中「若しくは第六項」の下に「、第十七条の二第一項」を加える。

第百十七条の二の二第一項第二号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第百十八条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第一項の規定に違反した者

三　第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。）

第百十九条第一項第二十号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第百十九条の三第一項第五号中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。

第百二十条第一項第十七号中「自転車運転者講習」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等」に改める。

第百二十一条第一項第八号中「軽車両の路側帯通行」を「特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）第二項、第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行」に改める。

第百二十五条第二項第一号中「係る車両等」の下に「（特定小型原動機付自転車を除く。）」を、「除く。）」の下に「、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者」を加える。

別表第二の上欄中「第百十八条第一項第二号」を「第百十八条第一項第四号」に改める。

第四条　道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十五条の六」に、「免許証の更新等」を「免許証等の更新等」に改める。

第八十七条第六項中「第九十条及び第九十二条の二」を「第九十条第一項及び第九十五条の六第一項」に改める。

第九十二条第二項中「引き換え」を「引換え」に改める。

第九十二条の二を削る。

第九十三条第一項第五号中「前条第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のロ」に改める。

第九十三条の二中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

第六章第三節中第九十五条の次に次の五条を加える。

（特定免許情報の記録等）

第九十五条の二　免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の区分部分（同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。）に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。

2　前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。

一　免許情報記録（個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。）の番号

二　免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日

三　免許の種類

四　第九十三条第二項に規定する条件に係る事項

五　第九十三条第三項の規定により免許証（仮免許に係るものを除く。以下この条及び第九十五条の四において同じ。）に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの

3　第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

一　免許の効力が停止されているとき。

二　当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失つていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものがあるとき。